



鳥取県公報

平成15年12月16日(火)
第7545号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則 (93) (水産課)	1
告 示	貸金業の規制等に関する法律による登録の取消し (746) (経済政策課)	3
	土地改良事業計画の変更の同意 (2件) (747・748) (耕地課)	3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (749) (水産課)	4
	基本測量の終了 (750) (管理課)	4
	公共測量の実施 (751) (")	4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (3件) (752~754) (都市計画課)	5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (93)	6
教委告示	定例教育委員会の招集 (32) (教育総務課)	6
公 告	職業訓練指導員試験の実施 (労働雇用課)	6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	8
	落札者の決定 (病院局総務課)	10

規 則

——公布された規則のあらまし——

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 1 漁業経営安定資金にコイヘルペスウイルス病のまん延に係る損失の補てんに必要な資金を加えるとともに、当該資金に係る償還期間及び据置期間を次のとおりとすることとした。(第2条、別表関係)

償還期間	据置期間
5年以内	2年以内

- 2 漁業経営安定資金に係る融資機関に組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付けを行う農業協同組合を加えることとした。(第2条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第93号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和56年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号並びに別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号に掲げる事業を行う農業協同組合</u></p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる期間のものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第5号の資金</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> <td style="text-align: center;">1年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第6号の資金</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> <td style="text-align: center;">2年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第7号の資金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(5) 略</p>	資金の種類	償還期間	据置期間	略			別表第5号の資金	5年以内	1年以内	別表第6号の資金	5年以内	2年以内	別表第7号の資金	略		略			<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる期間のものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第5号の資金</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> <td style="text-align: center;">1年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第6号の資金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(5) 略</p>	資金の種類	償還期間	据置期間	略			別表第5号の資金	5年以内	1年以内	別表第6号の資金	略		略		
資金の種類	償還期間	据置期間																																
略																																		
別表第5号の資金	5年以内	1年以内																																
別表第6号の資金	5年以内	2年以内																																
別表第7号の資金	略																																	
略																																		
資金の種類	償還期間	据置期間																																
略																																		
別表第5号の資金	5年以内	1年以内																																
別表第6号の資金	略																																	
略																																		

(6) 持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農
林水産省令第31号）第1条の表下欄に掲げるコイ
ヘルペスウイルス病のまん延に係る損失の補てん
に必要な資金

(7) 略

(8) 略

(6) 略

(7) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第746号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号に該当して同項の規定により次のと
おり登録の取消しをしたので、同法第41条の規定により告示する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 商号
N A T U R A Lファイナンス
- 2 代表者の氏名
雑賀智子
- 3 主たる営業所の所在地
境港市芝町1203 - 1
- 4 登録番号
鳥取県知事(1)第00285号
- 5 登録年月日
平成13年12月18日
- 6 登録の取消しの年月日
平成15年12月4日

鳥取県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する
同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区農業用排水）
に係る土地改良事業計画の変更を平成15年12月9日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同
法第48条第11項の規定により告示する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成15年12月9日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第749号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取網代加入区	沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）
	小型いか釣り漁業及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）
田後加入区	沖合底びき網漁業

鳥取県告示第750号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、八頭郡若桜町、用瀬町及び智頭町、西伯郡西伯町、岸本町、大山町及び中山町並びに日野郡日野町
- 3 終了年月日 平成15年11月28日

鳥取県告示第751号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年10月15日から平成16年3月19日まで
- 3 作業地域 鳥取市賀露町から八頭郡用瀬町大字用瀬まで（千代川付近）

鳥取県告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園 2・2・107号三角公園、2・2・108号八丁田公園及び2・2・109みはぎの台公園
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第93号

平成15年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年12月19日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県青年問題研究集会の開催について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第32号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年12月16日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年12月19日（金） 午前9時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 現業職員の給与に関する覚書の締結について
 - (2) その他

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げるすべての免許職種
- 2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）とする。

3 受験資格

(1) 試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものであって、職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の試験の免除を受けることができるもの（以下「実技試験等免除者」という。）とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の日時

平成16年2月29日（日）午前10時30分から

5 試験の場所

倉吉高等技術専門学校（倉吉市福庭町二丁目1）

6 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書及び写真（申請前6月以内に正面から上半身を撮影した無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）

イ 受験資格を証する書類（3の(1)のア又はイに該当する者であることを証するもの及び実技試験等免除者であることを証するもの）

(2) 申請書類の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労働雇用課

(3) 申請書の受付期間

受付期間は、平成16年2月9日（月）から同月16日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）のうち引受け及び配達記録がなされたものとし、通信日付印の表示が平成16年2月16日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）までのものを有効とする。

(4) 受験手数料及び納付方法

受験手数料の額は3,100円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

8 合格発表の方法

平成16年3月12日（金）に鳥取県公報で公示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

9 その他

(1) 受験申請用紙は、鳥取県商工労働部労働雇用課、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局及び鳥取県日野総合事務所県民局において交付する。

- (2) 受験申請紙の郵送を希望する者は、あて先を明記し、140円切手をはり付けた返信用封筒（日本工業規格角形20号）を同封の上、鳥取県商工労働部労働雇用課に送付すること。
- (3) 受験に対する注意事項（参集時間、携帯品等に関する事項）は、後日受験票を交付する際に受験者に通知する。
- (4) その他試験について不明な点は、鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 一般国道313号（北条湯原道路）道路環境影響評価調査業務委託
- (2) 業務区域 倉吉市和田から同市北野まで
- (3) 業務内容

本件業務は、倉吉市和田から同市北野までにおける一般国道313号の予定区間において行う道路の建設工事が、環境に及ぼす影響の現地調査を行うものである。

- (4) 業務の概要

大気質、騒音及び振動、低周波音、日照障害、水質、地形及び地質、生態系、景観、触合い活動、土壌並びに廃棄物に関する現地調査

- (5) 履行期間 平成16年1月から平成17年3月25日まで
- (6) 予定価格 43,852,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成15年鳥取県告示第130号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年12月16日（火）から同月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年4月1日（火）から同年12月26日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。
 - ア 県内の事務所等に常勤の技術者（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有すること。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している道路に関する事業の環境影響評価の業務（環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の規定に基づく調査又は事業単位の任意調査において、環境影響評価のための方法書の作成及び調査並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価を行う業務とする。以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準をすべて満たす職員で、本件業務の管理技術者及び照査技術者として配置できる者を有すること。なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を建設環境部門とするものに合格し、その登録を受けている者であること。

イ 平成6年度以降に同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年12月16日（火）から同月26日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年12月16日（火）から同月26日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市菟町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年12月16日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

- 1 調達物品の名称及び数量 マルチスライス式コンピューター断層撮影装置 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成15年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3 - 27
- 5 落 札 金 額 188,685,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成15年9月5日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局経営課
及び所在地 倉吉市東昭和町150